

傷病手当金についての質問と回答

令和2年6月15日現在

問1 対象になるのはどのような人ですか。

答 大島町の国民健康保険に加入されている方で、給与等の支払いを受けている方が、以下のいずれかに該当し、療養のため労務に服せない場合に対象となります。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

問2 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合とはどのような場合ですか。

答 風邪の症状や発熱が4日以上続いている場合や、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合です。結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合も含まれます。

※「濃厚接触者」というだけでは感染が疑われる場合とはなりません。

問3 支給対象となる日はどのような日ですか。

答 令和2年1月1日から9月30日までの間で、問1の対象となる方が、療養のため労務に服せなかった日が対象となります。労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服せなかった日が対象となります。

問4 給与等とは具体的にどのような収入でしょうか。

答 所得税法第28条1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる、賃金、給与です。ただし、賞与(健康保険法第3条6項に規定する賞与。)は含まれません。

問5 フリーランスは対象にならないのでしょうか。答 自営業の方や個人で事業を行う方は、給与等の支払いを受けていないため、対象になりません。(法人として事業を行う場合で、法人の事業主が給与等を受けている場合は対象となる場合があります。)

問6 支給額はどのように計算するのでしょうか。

答 直近3月間の収入を基に1日当たりの支給額を計算し、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服せなかった日数分の支給を行います。

支給額＝1日当たりの支給額(注)×労務に服せなかった日数

(注)1日当たりの支給額＝直近3月間の収入額／直近3月間の労務に服した日数×2／3

問7 1日当たりの支給額の上限はありますか。

答 上限は30,887円です(令和2年3月現在)。標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額です。

問8 事業主や医療機関に記載をしてもらう書類もあるのでしょうか。

答 事業主記入用の申請書、医療機関記入用の申請書があります。医療機関記入用は医療機関に受診していない方は不要です。